

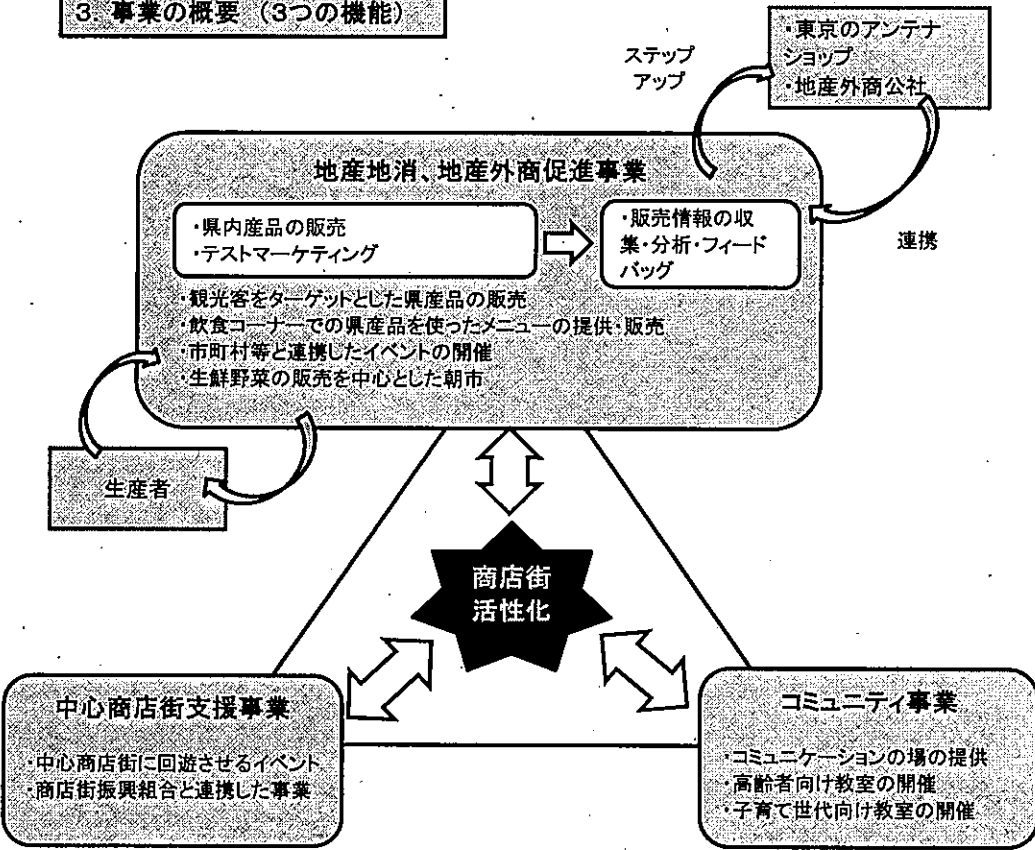
中心商店街活性化モデル事業費補助金

概念図

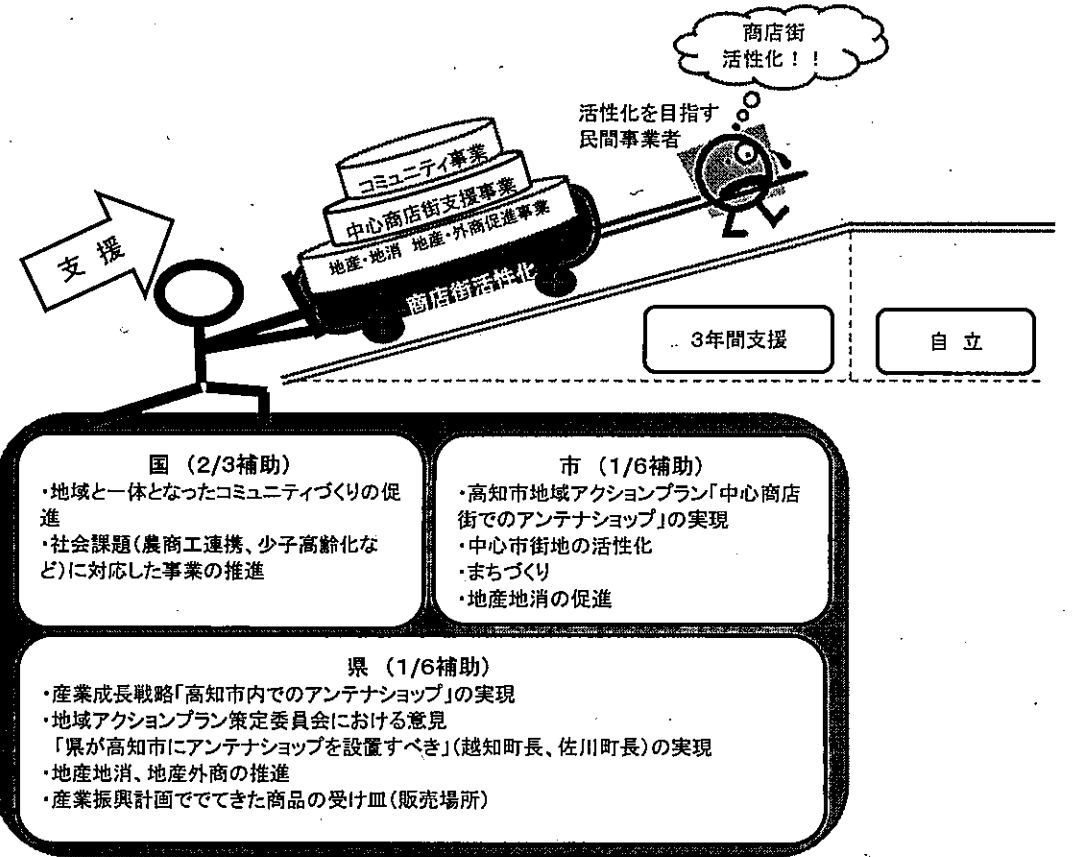
1. 目的
 本年8月に施行された「地域商店街活性化法」※を活用し、県内最大の消費地である高知市中心商店街の活性化を図ろうとする事業者の取り組みを支援することにより、産業振興計画で進めようとしている「地産地消」「地産外商」の推進と魅力ある商店街づくりを行う

2. 事業主体
 (株)まこと
 「地域商店街活性化法」に規定する商店街活性化事業として国に認定された事業(高知市中心商店街にアンテナショップを設置する事業を中心とした事業)を実施する民間事業者

3. 事業の概要 (3つの機能)



4. 支援の対象事業と内容
 「地域商店街活性化法」に規定する商店街活性化事業として国に認定された事業のうち、アンテナショップを設置する事業、コミュニティ事業、中心商店街支援事業



※地域商店街活性化法……正式名称は、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」